



^{しょう}障^{ひと}が^いのある^{ひと}人を
^{りかい}理^{かい}解^{する}するための
ガイドブック

りゅう が さき し けんこう ふくし ぶ

龍ヶ崎市健康福祉部

しゃかい ふくしか

社会福祉課

もく じ
目 次

1 はじめに 1ページ

しょう ないよう とくちよう

2 障がいの内容や特徴

し かくしょう

(1) 視覚障がい 2ページ

ちようかくしょう

(2) 聴覚障がい 5ページ

したい ふじゆう

(3) 肢体不自由 8ページ

ないぶ しょう

(4) 内部障がい 10ページ

しんぞう きのう しょうがい

① 心臓機能障害

② 腎臓機能障害

ちよくちよう きのう しょうがい

③ ぼうこう・直腸機能障害

めんえき ふぜん

えいちあいぶい

めんえき きのう しょうがい

④ ヒト免疫不全ウイルス（H I V）による免疫機能障害

ちてき しょう

(5) 知的障がい 13ページ

せいしん しょう

(6) 精神障がい 15ページ

はったつ しょう

(7) 発達障がい 18ページ

こうじ のう きのう しょう

(8) 高次脳機能障がい 21ページ

しょうがいしゃ ぎゃくたい ほうし ほう しょうがいしゃ ようご しゃ

3 「障害者虐待防止法，障害者の養護者に
たい しえん とう かん ほうりつ
対する支援等に関する法律」 24ページ

しょうがい ひと ひと とも あゆ しあわ

4 「障害のある人もない人も共に歩み幸せに
く いばらきけん じょうれい
暮らすための茨城県づくり条例」 26ページ

ぐたいてき さべつ じれい

5 具体的な差別の事例 28ページ

しょう しゃ ぎゃくたい さべつ かん そうだん さき

6 障がい者虐待・差別に関する相談先 31ページ

1 はじめに

近年、障がい者を取り巻く環境は着実に整備されつつありますが、未だに誤解や偏見により障がいを理由に不利益な扱いを受けたり、日常生活のさまざまな場面で不自由を感じている実態があります。

このような中、茨城県では「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」を制定し、平成27年4月1日より施行されています。この条例は、障がい者に対して特別な権利を与えるものではなく、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちを目指して定められたものです。

今回取りまとめたこのガイドブックを通じて、市民の皆さんに障がいおよび障がい者に対する理解を深めていただくとともに、各障がいの特性と障がい者が必要としている支援などを知っていただき、障がい者を支える意識が社会全体に広がるひとつのきっかけとなれば幸いです。



2 障がいの内容や特徴

(1) 視覚障がい

視覚障がいってどんな障がい？

視覚障がいと言われる人には「全く見えない人」、「ほんの少しだけ見える人」
がいます。

ひとことで視覚障がいと言っても、さまざまな見え方があります。全く見えない、文字がぼやけて読めない、物が半分しか見えない、望遠鏡を通して
ようにしか見えないなどです。

このようなことから、文字を読むことができても、歩いているときに障害物
にぶつかったり、つまづいてしまう方や、障害物を避けてぶつからずに歩くこ
とはできても、文字は読めない方もいます。



接 し 方

- ◆説明をするときは、「そこに」ではなく、「あなたの右に」などと具体的に伝えてください。また、障がいのある方の向きを中心に説明してください。
- ◆困っている人を見かけたときは、「お手伝いすることはありますか？」と声をかけてください。
- ◆誘導をするときは、いきなりからだに触れたりせず、まずどのように誘導したほうがよいか聞いてください。誘導の受け方は人によって違います。基本的には誘導者が前に立ち、腕や肩につかまってもらい、歩く速度は障がい者の方に合わせます。
- ◆駅のホームやバス停では、乗り物が到着したら「乗りますか？」と確認をして、誘導するようにしてください。
- ◆お店では、視覚障がいのある人に商品の説明や値段をわかりやすく伝えるなどの配慮をしてください。（合理的な配慮）

※「合理的な配慮」については30ページ参照

白杖は視覚障がい者が歩行するときに使う道具です。地面に杖の先端を触れさせながら歩くことで障害物や段差、路面の変化を知らせてくれるだけでなく、車の運転手、自転車、歩行者などに視覚障がい者であることを知らせ注意喚起を行います。

もうどうけん

【盲導犬について】

もうどうけん しかく しょう しゃ せんどう やく しょう しゃ きけん さつち

盲導犬は視覚障がい者の先導役として、障がい者の危険を察知したりする
じゅうよう やくわり にな しごと ちゆう しょくじ つ そ
重要な役割を担います。仕事中は、トイレも食事もせずに付き添っています
さわ た もの あた こうきょう しせつ
ので、むやみに触ったり、食べ物を与えたりしてはいけません。公共施設、
いんしょくてん もうどうけん う い ぎむ づ
デパート、飲食店などには、盲導犬の受け入れが義務付けられています。

ゆうどう もの お

【誘導ブロックに物を置かないでください】

ゆうどう てんじ こうさ てん いち しめ ゆきさき ゆうどう

誘導ブロック（点字ブロック）は、交差点の位置を示したり、行先を誘導し
じゅうよう みち じてんしゃ うえき ばち お ひじょう きけん
てくれる重要な道しるべです。自転車や植木鉢を置いたりすると非常に危険です
き ゆうどう そと お
気がついたら、誘導ブロックの外に置きなおしましょう。



しかく しょう しゃ

【視覚障がい者とインターネット】

しかく しょう しゃ じょうほう しゆとく ゆうこう がめん かくだい

視覚障がい者の情報取得にはインターネットが有効です。画面拡大ソフト、
がめん おんせい か がめん てんじ か りよう
画面音声化ソフト、画面点字化ソフトなどによってパソコンを利用しますので
しかく しょう しゃ よ づく のぞ ぐたいてき
視覚障がい者が読みやすいようなホームページ作りが望まれます。具体的には、
しゃしん がぞう せつめいぶん はいりよ ひつよう
写真やイラストなどの画像に説明文をつけるといった配慮が必要です。

（2）聴覚障がい

聴覚障がいってどんな障がい？

「聞こえない」、「聞こえにくい」という障がいで、外見だけでは判断しづらいため、周囲に気づいてもらえないことが多くあります。周りの状況を知らず、音の情報が入りにくく、緊急時に情報が得られない情報不足や、言いたいことを伝えられない、相手の言っていることが聞こえないためコミュニケーションがとりづらいなど、障がいの程度や状態によってさまざまな生活の不自由さがあります。



コミュニケーションの方法

みぶ て うご かお ひょうじょう ひょうげん つた

◆**身振り**・・・手の動きや顔の表情を表現して伝えます。

ひつ だん かみ て もじ か つた

◆**筆談**・・・紙や手のひらに文字などを書いて伝えます。

くう しょ くうちゅう もじ か つた

◆**空書**・・・空中に文字を書いて伝えます。

しゅ わ て ゆび からだ め うご かお ひょうじょう つか はな

◆**手話**・・・手の指だけでなく、体、目の動き、顔の表情などを使って話しをするものです。

ゆび もじ おん ゆび かたち もの ひと なまえ

◆**指文字**・・・50音を指の形にあらわしたものです。物や人の名前をあらわすときなどに使います。

ほか けいたい でんわ きき つか

◆その他にも携帯電話、FAX、インターネットなどの機器を使ってコミュニケーションをとっています。

しゅわ しょうがいしゃ きほん ほう げんご

※手話は障害者基本法で言語として

規定されています。



しゅわ

【手話ができなくてもできるコミュニケーション】

ちょうかくしょう

しゃ

こま

ぼめん

いあ

しゅわ

聴覚障がい者が困っている場面に居合わせたときには、手話ができなくても

こうわ

くち

おお

あ

はな

ほうほう

口話（口を大きく開けてゆっくり話す方法）や

て

か

じょうほう

つた

手のひらに書くなどして情報を伝えましょう。

けいたい

でんわ

もじ

う

み

ほうほう

携帯電話に文字を打って見せる方法もあります。



ふんいき

【コミュニケーションしやすい雰囲気づくり】

ようし

かつよう

ホワイトボードやメモ用紙を活用しましょう。

たが

あゆ

よ

こえ

ちょうかくしょう

しゃ

かぎ

いがい

だれ

ゆうき

お互いの歩み寄りや声かけ、これは聴覚障がい者に限らず意外に誰でも勇気

きんちょう

みせ

うけつけ

じゆう

つか

のいることで、とても緊張します。そこで、お店の受付に「ご自由にお使いくだ

か

ようし

そな

ちょうかく

しょう

さい」と書いて、ホワイトボードやメモ用紙を備えてみましょう。聴覚に障がい

かた

かんたん

のある方と簡単にコミュニケーションをとることができます。

(3) 肢体不自由

肢体不自由ってどんな障がい？

肢体不自由とは、手や足などのからだの一部、または全部に障がいがあることを言います。

症状や原因もいろいろあり、生まれたときからの人も、大人になってから事故などでなる人、病気の後遺症でなる人など様々です。特に脳性まひの人は、本人の意思に反して手足が動いてしまうという特徴があります。言語障がいがある場合は、意思の伝達が困難なことから、知的なハンデもあると誤解されることもあります。

身体に障がいがある方の多くは、社会生活を送るうえで多くの不便があるため、さまざまな面での支援が必要となります。



せつ かた
接 し 方

こま すがた み こえ ほんにん いし かくにん てだす

◆困っている姿を見かけたら声をかけ、本人の意思を確認してから手助けをおねが
願います。

ほどう じてんしゃ お つうろ もの お くるま

◆歩道に自転車を置いたり、通路に物を置いたりしないでください。また、車
いすの方が通れるスペースの確保をお願いします。

くるま かた はな こし おな めせん はな

◆車いすの方に話しかけるときは、腰をかがめて同じ目線で話すようにしてく
ださい。

かいじょしゃ いっしょ かなら ほんにん いし かくにん かいじょしゃ

◆介助者が一緒にいても、必ず本人の意思を確認してください。介助者への
確認だけでは、本人の意に沿った支援ができないばかりか、本人を無視する
ことにもなりかねません。

げんご しょう にちじょう と こんなん ばあい

◆言語障がいにより、日常のコミュニケーションを取ることが困難な場合があ
りますので、わかりやすい内容で、ゆっくりと一つずつ確認を取りながら
説明をお願いします。

か もの と はこ ばあい

◆買い物などでいろいろなものを取ったり、運んだりすることができない場合
がありますので、手助けをお願いします。（合理的な配慮）

ごうりてき はいりょ さんしょう

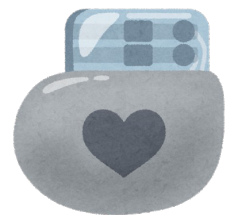
※「合理的な配慮」については30ページ参照

(4) 内部障がい

内部障がいってどんな障がい？

内部障がいとは、からだの内部に障がいがあることで、主に「心臓機能」、
「腎臓機能障害」、
「ぼうこう・直腸機能障害」、
「ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害」、
他に「肝臓機能障害」、
「呼吸器機能障害」、
「小腸機能障害」があります。

内部障がい者の共通の悩みとして、外見からは障がいがあることがわかりづらく、そのため、周囲からの理解が得られにくいなど、ストレスを受けやすい状況にあります。



① 心臓機能障害

全身に必要な血液を送る役割をはたす心臓の機能が、病気により低下（不規則になる）してしまう状態です。脈拍を正常に調整するため、胸部やおなかにペースメーカーという医療器具を埋め込んでいる人もいます。

人混みや電車の中での携帯電話の使用は、一部のペースメーカーに誤作動を生じさせる恐れがあり大変危険です。マナーモードではなく必ず電源を切るようにして、人混みは避けて使用してください。

② 腎臓機能障害

びょうき じんぞう はたら わる ゆうがい ろうはいぶつ すいぶん

いろいろな病気により腎臓の働きが悪くなり、からだに有害な老廃物や水分

はいせつ ふひつよう ぶっしつ たいない ちくせき じょうたい ふよう ぶつ と

を排泄できなくなり、 unnecessary 物質が体内に蓄積される状態です。不要物を取り

のぞ じんこう どうせき ちりよう ていき てき う ひつよう

除く人工透析治療を定期的に受ける必要があります。

しよくば じんこう どうせき ていき てき つういん りかい

職場では、人工透析のための定期的な通院への理解と

はいりよ ひつよう

配慮が必要とされます。

ごうりてき はいりよ

(合理的な配慮)



ちよくちよう きのう しょうがい

③ ぼうこう・直腸機能障害

にょう ぼうこう べん ちよくちよう きのう ていか きのう そうしつ

尿をためる膀胱や便をためる直腸が機能低下または機能を喪失している

じょうたい はいせつ ぶつ たいがい はいせつ じんこう こうもん じんこう ぼうこう ひと

状態です。排泄物を体外に排泄するための人工肛門・人工膀胱をつけている人も

ひと よ

いて、これらの人たちをオストメイトと呼ぶことがあります。

しよくば ふくあつ かど ちようじかん い かんきよう しよくしゆ

職場では、腹圧が過度にかかるとかトイレに長時間行けない環境など、職種

ちようせい ひつよう ばあい りかい はいりよ ひつよう

により調整が必要な場合もありますので、理解と配慮が必要とされます。

ごうりてき はいりよ

(合理的な配慮)

ごうりてき はいりよ さんしょう

※「合理的な配慮」については30ページ参照

④ ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害

めんえき ふぜん

びょうげんたい

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）という病原体により、からだをいろいろな
 びょうき まも めんえき きのう ていか かんせん しょう お
 病気から守る免疫機能が低下し、さまざまな感染症が起こりやすくなったり、
 のう しんけい しょう わずら
 脳や神経の障がいを患ったりします。

そうき はっけん

てきせつ ちりょう おこな

かつどう おく

早期発見による適切な治療を行うことでウイルスの活動を遅らせたり、
 しょうじょう かる
 症状を軽くすることができます。

へんけん さべつ おお もんだい

かんせん りよく

HIVは、いわれのない偏見や差別が大きな問題となっています。感染力が
 よわ いっぱん ふつう せいかつ ぶん かんせん
 弱く、一般に普通の生活をおくっている分には感染しません。



(5) 知的障がい

知的障がいってどんな障がい？

読み書き計算といった知的機能に困難があつて、社会生活にうまく適応できない場合で、発達期（おおむね18歳まで）に生じたものをいい、けがや老齢化によって知的機能が低下したり適応行動ができない場合とは区別されます。

知的障がいのある方の多くは、言葉をうまく使うことができなかつたり、ものごとの理解がゆっくりとしていたりしているので、次のような特徴があります。

特 徴

※これらはあくまでも一例です。

- ◆複雑な会話や抽象的なことがらを理解することが苦手です。
- ◆読み書き計算が苦手です。
- ◆考えることに時間がかかつたり、状況を判断して予想することが苦手です。
- ◆自分の考えや気持ちを伝えるのが苦手です。

せつ かた
接 し 方

ことば め み りかい え しゃしん じつぶつ

◆言葉だけでなく、目で見たものは理解しやすいので、絵や写真など、実物の

イメージが分かるものを見せて伝えるようにしてください。

はな おだ みじか ぐたいてき はな

◆話しかけるときはゆっくり穏やかに、短く、具体的に話すようにしてください。

こた き かた

◆答えやすいような聞き方をするようにしてください。

れい

例：「どうする？」→「やりたい？、やりたくない？」

ばあい みまも たいせつ

◆場合によってはそっと見守ることも大切です。

とくべつ あつか ねんれい おう せつ かた

◆特別扱いをせず、年齢に応じた接し方をしてください。

かいじょしゃ いっしょ かなら ほんにん いし かくにん

◆介助者が一緒にいても、必ず本人の意思を確認してください。

きんじよ みせ ひと せつきよくてき こえ ねが

◆近所やお店の人は、積極的に声をかけるようにお願いします。

はな あ なか はつげん はいりよ

◆話し合いの中では、発言しやすいように配慮しましょう。

(6) 精神障がい

精神障がいってどんな障がい？

精神の病気のため、日常生活や社会生活がしづらくなることを言います。
病状が深刻になると、判断能力や行動のコントロールが著しく低下することがあります。精神障がいの中で代表的なものは「統合失調症」と「うつ病」です。
精神の病気は、誰でもなりうるものです。多くの場合、服薬治療で症状が安定し回復に向かいますが、治ったようでも症状が残ったり、再発したりすることもあります。
特に精神の病気は早期治療が大切ですが、誤解や偏見が周囲への相談や精神科受診の障壁になっていることもあります。

接し方

精神障がいのある人と接するときには、自然体で接することが望ましいです。不用意な叱咤激励は逆効果になることもあります。
また、個人の価値観や考え方を尊重し、病気を正しく理解することが、精神障がい者が地域社会で暮らしていくための支えとなります。

統合失調症の症状・特徴

とうごう しっちょうしょう たと じっさい こえ おと き げんちょう

統合失調症には、例えば実際にはない声や音が聞こえてくるなどの「幻聴」や
げんかく しょうじょう ほんにん ほんのう まわ ひと

「幻覚」という症状があります。本人はそれらに反応し、回りの人からはひとり
い ほんにん ふあん おも

でぶつぶつ言っているようにうつりますが、本人はとても不安で、つらい思い
おお

をしていることが多いのです。

げんじつてき はんだん もくひょう た

◆現実的な判断や目標が立てにくい

たにん たの ことわ

◆他人に頼めない、断れない

しゅうちゅうりょく にんたいりょく ていか

◆集中力や忍耐力の低下

つね きんちょう にながて

◆常に緊張し、くつろぐことが苦手

しんけい せんさい よわ

◆神経が繊細でストレスに弱い

つか ちょうし めだ

◆疲れやすく調子のムラが目立つ

こりつ

◆孤立しがち、ひきこもりがち

しょうじょう こじんさ

※これらの症状には個人差があります。



うつ病の症状・特徴

びょう ころろ ひろろ ちくせき きゅうそく みだ つか やす

うつ病は、「心の疲労が蓄積し、休息のリズムが乱れ、疲れているのに休め

じょうたい ちりょう ちょうき しょうじょう つづ がっこう しごと

ない状態」です。治療をしないと長期にわたり症状が続き、学校や仕事だけで

にちじょう せいかつ おく

はなく、日常生活を送ることもできなくなってしまいます。

しょうじょう こじんさ

※これらの症状には個人差があります。

よく じょうたい

◆抑うつ状態

きゅうげき しょくよく そうげん

◆急激な食欲の増減

しこう りょく しゅうちゅうりょく ていか

◆思考力・集中力の低下

ふみん すいみん かた

◆不眠または睡眠過多

し はんぶく しこう

◆死についての反復思考

きょうみ よろこ そうしつ

◆興味や喜びの喪失

む かちかん ざいせき かん ぜつぼう かん

◆無価値観や罪責感や絶望感

からだ うご くちかず へ

◆体の動きがにぶい・口数が減る

つか きりょく げんたい

◆疲れやすさや気力の減退



ほか おも びょうき

その他の主な病気

そうきょくせい

◆てんかん

いぞん しょう

そうきょくせいしょうがい

◆双極性障害（そううつ病）

か もの やくぶつ とう

◆依存症（アルコール・ギャンブル・買い物・薬物等）

びょう

◆パニック障害

きょうはくせいしょうがい

◆強迫性障害

(7) 発達障がい

発達障がいってどんな障がい？

発達障がいには、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD／HD）などがあり、これらをまとめて表す障がい名です。発達障がいは「発達の遅れ」という意味ではなく、「脳機能の発達に関係する障がい」という意味です。また、発達障がいは、周囲にはその特性や困難な状況がわかりにくいいため、親の育て方やしつけ、本人の努力不足が原因と思われるやすい現状にあります。

このような誤解や偏見をなくしていくためには発達障がいに対する私たちの正しい理解が不可欠です。

1. 自閉症

人との交流がうまくできなかったり、言葉の発達に遅れが見られます。特定の物や場所に強いこだわりを示すなどの特徴があります。

2. アスペルガー症候群

自閉症と同様の症状が現れますが、知的発達や言葉の発達に遅れはありません。

※2013年に米国精神医学会の診断手引き（DSM -5）が
改訂されたことにより、自閉症とアスペルガー症候群
は同じ特徴を有するが、その程度が異なるスペクトラ
ム（連続体）であることを意味する「自閉症スペクトラ
ム」として論じられるようになってきています。



3. 学習障害（LD）

知的な遅れがなく、視覚や聴覚に障がいがないにもかかわらず、聞く・話
す・書く・計算するといった能力のうち特定のものの習得に困難を示します。

4. 注意欠陥・多動性障害（AD / HD）

不注意、多動性、衝動性の3つを大きな特徴としています。教室では落ち着
いて席に座ってられず、授業に関係ない外からの声や音に気を奪われ、行動
に移します。

せつ かた
接 し 方

ぐたいてき はな

◆わかりやすく具体的に話しましょう。

れい ふん

例：「もうちょっと」→「あと5分」

よてい へんこう ぼあい せつめい

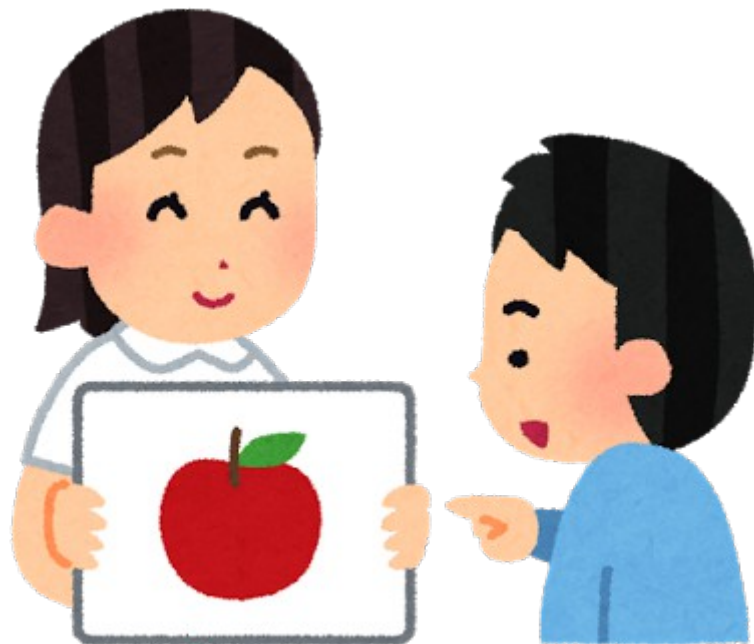
◆予定を変更しなければならない場合には、よく説明しましょう。

え しゃしん じつぶつ わ み つた

◆絵や写真など、実物のイメージが分かるものを見せて伝えましょう。

がくしゅうしょうがい えるでいー ぼあい こんなん おぎな ほうほう いっしょ かんが

◆学習障害（LD）の場合は困難なことを補う方法を一緒に考えましょう。



(8) 高次脳機能障害

高次脳機能障害ってどんな障がい？

高次脳機能障害とは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が損傷を受け
たため、その損傷部位に応じて、言語や記憶、思考、空間をとらえる能力など
の脳機能に障がい起きた状態を言います。症状の現れ方に個人差が大きく、
一見ただけでは障がいがあることがわかりにくいので、本人が気づきにくい
こともあり、周囲の理解を得るのが難しいという特徴があります。思いがけな
い病気や事故による障がいのため、本人や家族にとって以前との違いを理解し
受け止めるのに時間がかかります。また、本人は日常生活や対人関係、仕事など
がうまくいかずに自信をなくし、混乱や不安の中にあることがあります。
障がいは何年もかけてゆっくりと回復し、状況によっては職業生活に挑戦
することもできます。人それぞれ違う障がいの特徴を周囲が理解し、あせらず
にリハビリが行えるようにサポートする必要があります。



とく ちょう
特 徴

いちれい

※これらはあくまでも一例です。

ひと はなし りかい ことば で もじ よ か にかて

◆人の話を理解しにくい、言葉が出にくい、文字の読み書きが苦手

あたら できごと おぼ

◆新しい出来事を覚えにくい

だんど すず にかて ふくすう どうじ

◆段取りよくものごとを進めることが苦手で、複数のことを同時におこなうこと
むずか

とは難しい

め み かたがわ かうかん みお

◆目では見えているが、片側の空間を見落としてしまう

かんじょう

◆感情のコントロールがしにくい

き ち しゅうちゅうりよく じぞく にかて

◆気が散りやすく、集中力を持続させることが苦手

せつ かた
接 し 方

ぐたいてき はな ねが
◆ゆっくり、わかりやすく、具体的に話すようにお願いします。

じょうほう か わた え しゃしん ず つか つた わ
◆情報はメモに書いて渡し、絵や写真、図などを使って伝えると分かりやすいです。

なに たの ひと ねが
◆何か頼むときは、一つずつお願いするようにしてください。

ひろう ようす み きぶん てんかん
◆疲労やイライラする様子が見られたら、気分転換してもらいましょう。

しょうがい しゃ ぎゃくたい ぼうし しょうがい しゃ たい

3 障害者虐待の防止，障害者に対する

しえん どう かん ほうりつ

支援等に関する法律

ほうりつ がいよう

法律の概要

しょう しゃ そんげん まも じりつ しゃかい さんか すいしん ぎゃくたい ぼうし

障がい者の尊厳を守り，自立および社会参加を推進するために虐待を防止す

よぼう そうき はっけん とりくみ くに ちほうこうきょうだんたい こくみん もと

るとともに，予防と早期発見の取組を国や地方公共団体，国民などに求め，

ようご しゃ かぞく どう たい しえん そち こう どう さだ ほうりつ へいせい ねん

養護者（家族等）に対する支援措置を講じる等を定めた法律で，平成24年1

がつ しこう

0月に施行されました。

なんびと しょう しゃ ぎゃくたい むね きてい しょう しゃ ぎゃくたい ぼうし

何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定，障がい者の虐待の防止に

くに ちほうこうきょうだんたい せきむ きてい ぎゃくたい そうき はっけん じつげん かに

かかる国・地方公共団体の責務規定，虐待の早期発見を実現するために家庭や

ふくしせつ しょくば ぎゃくたい はっけん しゃ ほうりつじょう つうほう ぎむ どう きてい

福祉施設，職場での虐待の発見者に法律上の通報義務等が規定されました。

ようご しゃ かぞく どう しょう しゃぎゃくたい

◆養護者（家族等）による障がい者虐待

し そうだん しえん きかん ぎゃくたいはっけん しゃ つうほう う ちょうさとう じじつ

市および相談支援機関は虐待発見者からの通報を受け，調査等による事実

かくにん いちじ ほご どう そち じっし

確認，一時保護等の措置を実施します。

しょう しゃ ふくしせつ じゅうじ しゃどう しょう しゃぎゃくたい

◆障がい者福祉施設の従事者等による障がい者虐待

いばらきけん かんたく けんげん どう てきせつ こうし そち どう こうひよう ぎゃくたい ぼうし どう

茨城県は，監督権限等の適切な行使や措置等の公表により，虐待防止等の

そち じっし

措置を実施します。

しょうしゃ しょう しゃぎゃくたい

◆使用者による障がい者虐待

ろうどう きょく かんたく けんげん どう てきせつ こうし そち ひ こうひよう

労働局は，監督権限等の適切な行使や措置等の公表により，

ぎゃくたい ぼうし そち じっし

虐待防止の措置を実施します。

障がい者虐待って？

しんたい てき ぎゃくたい

◆身体的虐待

しんたい がいしょう しょう また しょう ぼうこう あた

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を与えること

せいてき ぎゃくたい

◆性的虐待

こうい また こうい

わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること

しんり てき ぎゃくたい

◆心理的虐待

いちじる ぼうげん また いちじる きよぜつ てき たいおう た いちじる しんり てきがいしょう あた

著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心理的外傷を
げんどう おこな

える言動を行うこと

ほうき ほうにん

◆放棄・放任（ネグレクト）

すいじゃく いちじる げんしょく また ちょうじかん ほうち た ひつよう かいじょ

衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、その他必要な介助など

いちじる おこな

を著しく怠ること

けいざいてき ぎゃくたい

◆経済的虐待

ざいさん ふとう しょぶん

財産を不当に処分すること、

た ふとう ざいさんじょう りえき え

その他不当に財産上の利益を得ること



4 障害のある人もない人も共に歩み幸せに 暮らすための茨城県づくり条例

条例の概要

茨城県では障がい者に対する県民および事業者の理解を深め、障がい者の差別をなくすための取組を推進するため、みだしの条例を制定し平成27年4月1日から施行しています。この条例では差別を解消するための基本理念を定め、障がいの有無によって分け隔てられることなく誰もが個人の尊厳および権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会の実現を目指しています。

県民・事業者の役割等

- ◆障がい者に対する差別を行ってはありません。
- ◆障がいのある人が、地域の一員としてさまざまな活動に参加できるよう支援すること
- ◆障がいについての理解を深め、差別を解消すること
- ◆障がいのある人等が、周囲に気兼ねなく支援を求められる社会環境を実現すること

さべつ きんし
差別の禁止について

しょう りゆう さべつ た けんり りえき しんがい こうい きんし
◆障がい^{しょう}を理由^{りゆう}とした差別^{さべつ}、その他の権利利益^{けんり りえき}を侵害^{しんがい}する行為^{こうい}を禁止^{きんし}する。

しょう ひと にちじょう せいかつ しゃかい せいかつ いとな しょうへき
◆障がい^{しょう}がある人^{ひと}にとって、日常生活^{にちじょう}または社会生活^{しゃかい}を営む^{せいかつ}うえで障壁^{いとな}となるようなこと^{しょうへき}がらを除去^{じょきょ}できる^{ごうりてき}よう「合理的な配慮^{はいりよ}」^{合理的な配慮}をする。

ごうりてき はいりよ
合理的な配慮とは

しょう ひと しょう ひと おな まわ ひと しょう
◆障がい^{しょう}のある人^{ひと}が障がい^{しょう}のない人^{ひと}と同じこと^{おな}をするとき、周り^{まわ}の人^{ひと}が障がい^{しょう}
ひと じょうきよう おう へんこう ちょうせい かね ろうりよく
いのある人^{ひと}にあわせて、その状況^{じょうきよう}に応じた変更^{おう}や調整^{へんこう}などを、お金^{ちようせい}や労力^{かね}
ふたん はんい おこな
の負担^{ふたん}がかかりすぎない範囲^{はんい}で行うこと^{おこな}。

ごうりてき はいりよ じれい
【合理的配慮の事例】

でんしゃ の じこ とう の もの うご
◆バス^{でんしゃ}や電車^のに乗っているときに事故^{じこ}等で乗り物^{とう}が動かなくな^のってしまったと
いま じょうほう ちょうかくしょう ひと ひつだん つた
きなどに、今の情報^{いま}を聴覚障がい^{じょうほう}の人に筆談^{ちょうかくしょう}などで伝えたりすること^{ひと ひつだん つた}。

いし しんだん けつか き さい ちてき しょう しゃ ことば せつめい
◆医師^{いし}から診断^{しんだん}の結果^{けつか}を聞く際に、知的障がい^{き さい}者がわかりやすい言葉^{ちてき しょう しゃ}で説明^{ことば}し
てもら^{せつめい}うこと。

5 具体的な差別の事例

したい しょう

肢体障がい

みせ はい あと きんようび こ くるま ひと ことわ い

◆お店に入った後、「金曜日は混むので車いすの人はお断りします」と言われた。

ふどうさん や くるま い くるま むり ほか ふどうさん や い

◆不動産屋に車いすで行くと、「うちは車いすは無理だから他の不動産屋に行
はな き ことわ
ってくれ」と、こちらの話しも聞かずに断られた。

でんしゃ えきいん い しょう しゃ

◆電車のホームで、駅員が「どこまで行きますか？」と障がい者ではなく、
かいじょしゃ はな
介助者にだけ話しかける。

しかく しょう

視覚障がい

か ひ あつか あぶな かって き

◆アパートを借りようとしたのに、火の扱いが危ないからと勝手に決めつけら
ことわ
れて断られた。

ほうりつ もうどうけん にゆうてん ことわ みせ いま ことわ

◆法律で盲導犬の入店を断ってはいけないお店にもかかわらず、未だに断る
みせ
店がある。

じゆけん さい てんじ しつもん ようし とうあん きぼう とくべつ あつか ことわ

◆受験の際に点字での質問用紙や答案を希望したが、特別扱いはできないと断
られた。

しごと おんせい よみあ もんだい かいしゃ

◆仕事をするにあたって、音声読上げソフトがあれば問題ないが、会社からそ
きき い しゅうしょく
のような機器はないと言われ、就職できなかった。

聴覚障がい

びょういん しんさつ けっか し おも いし ひつだん ねが ことわ せつめい

◆病院で診察結果を知りたいと思い、医師に筆談でお願いしたが断られ、説明
きを
を聞けなかった。

でんしゃ の きんきゆう ていしゃ おんせい あんない と

◆電車に乗っていたところ緊急停車したが、音声での案内しかなくどうして止
りゆう こま
まったのか理由がわからなくて困った。

しゅうしょく めんせつ こうとう き けっか てき めんせつ う

◆就職の面接が口頭のみでおこなうと決められており、結果的に面接を受ける
ことができなかった。

とう もう こほんにん かくにん でんわ かくにん

◆カード等の申し込みをしようとしたら、本人確認のための電話確認ができな
りゆう ことわ
いという理由で断られた。



知的障がい

かんじ よ

◆漢字が読めなくてバカにされたことがある。ふりがなもついてなかった。

えき ていき か いま し えきいん ねが てつだ

◆駅で定期を買うのに、今はよく知っている駅員さんをお願いして手伝ってもらうが最初はめんどくさそうな顔をされたり、「自分でできないの?」と言われた。

せんきょ こうほう わ せんきょ ないよう わ

◆選挙広報が分かりにくく、選挙の内容が分からない。

せいしん しょう

精神障がい

しょくば かね こと たいしょく お こ

◆職場で「お金をもらっているんだから!」のひと言で退職に追い込まれる。

せいしん しょう しゃ い きゅう つめ たいど ひと み め か

◆精神障がい者だと言うと、急に冷たい態度になり、人の見る目が変わる。

せいしん しょう しゃ い ふどうさん や いえ か

◆精神障がい者だと言うと、不動産屋がなかなか家を貸してくれない。

かぞく びょう ね で い

◆家族から、「わがまま病だ」、「寝ているばかりなら出ていってくれ」と言われた。精神障がいは病気であると言っても分かってもらえない。

6 障がい者虐待・差別に関する相談先

けん そうだん まどぐち

県の相談窓口

いばらきけん しょうがいしゃ けんり ようご

茨城県障害者権利擁護センター

TEL029-353-8663

みとし せんば ちょう ばんち いばらきけんそうごう ふくし かいかん
水戸市千波 町 1918 番地 茨城県総合福祉会館

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
【受付時間】月曜～金曜（祝日，年末年始を除く）9:00～16:00

しょうがいしゃ さべつ そうだんしつ

障害者差別相談室

TEL029-246-6049

みとし せんば ちょう ばんち いばらきけんそうごう ふくし かいかん
水戸市千波 町 1918 番地 茨城県総合福祉会館

FAX029-246-6048

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
【受付時間】月曜～金曜（祝日，年末年始を除く）9:00～16:00

しょうがいしゃ そうだんしつ

障害者なんでも相談室

TEL029-246-6049

みとし せんば ちょう ばんち いばらきけんそうごう ふくし かいかん
水戸市千波 町 1918 番地 茨城県総合福祉会館

FAX029-246-6048

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
【受付時間】月曜～金曜（祝日，年末年始を除く）9:00～16:30

し そうだん まどぐち しょう しゃ ぎゃくたい ぼうし

市の相談窓口（障がい者虐待防止センター）

りゅうが さき し けんこう ふくし ぶ しゃかい ふくし か

龍ヶ崎市健康福祉部社会福祉課

TEL0297-64-1111

りゅうが さき し ばんち りゅうが さき しやくしよ
龍ヶ崎市3710 番地 龍ヶ崎市役所

FAX0297-64-7008

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
【受付時間】月曜～金曜（祝日，年末年始を除く）8:30～17:15

相談支援機関

ちいき かつどう しえん

- ◆**地域活動支援センター（いなしきハートフルセンター）** TEL0297-87-0055
いなしき し かみ ねもと ばんち
稲敷市上根本3551 番地 FAX0297-87-0023

うけつけじかん げつよう きんよう ねんまつねんし のぞ
【受付時間】 月曜～金曜（年末年始を除く）10:00～17:00

りゅう が さき ちいき かつどう しえん

- ◆**龍ヶ崎地域活動支援センター（ゆうあいワークイン）** TEL0297-64-1335
りゅう が さき し かわらしろ まち ばんち
龍ヶ崎市川原代町2422 番地10 FAX0297-64-1335

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
【受付時間】 月曜～金曜（祝日，年末年始を除く）9:00～16:00

けいかく そうだん しえん じぎょうしょ

- ◆**計画相談支援事業所 あすか** TEL0297-85-2339
りゅう が さき し まつ ば ちょうめ ばんち
龍ヶ崎市松葉3丁目12 番地2 FAX0297-60-8288

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
【受付時間】 月曜～金曜（祝日，年末年始を除く）8:30～17:30

けいかく そうだん しえん じぎょうしょ いけだ びょういん

- ◆**計画相談支援事業所 池田病院** TEL0297-64-1152
りゅう が さき し かいほらつかまち ばんち
龍ヶ崎市貝原塚町3690 番地2 FAX0297-64-1151

うけつけじかん げつよう どのう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
【受付時間】 月曜～土曜（祝日，年末年始を除く）9:00～16:30

けいかく そうだん しえん じぎょうしょ そう

- ◆**計画相談支援事業所 創** TEL0297-65-0500
りゅう が さき し ことおりこう やまち ばんち
龍ヶ崎市小通幸谷町176 番地1 パールスグランジオ205 FAX0297-65-0500

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
【受付時間】 月曜～金曜（祝日，年末年始を除く）9:00～17:00

けいかく そうだん しえん じぎょうしょ りゅう が さき し しゃかい ふくし きょうぎ かい

- ◆**計画相談支援事業所 龍ヶ崎市社会福祉協議会** TEL0297-62-5851
りゅう が さき し かわらしろ まち ばんち
龍ヶ崎市川原代町5014 番地 FAX0297-62-7789

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
【受付時間】 月曜～金曜（祝日，年末年始を除く）8:30～17:15

発行/問い合わせ

〒301-8611

茨城県龍ヶ崎市3710

龍ヶ崎市健康福祉部

社会福祉課障がい者支援グループ

TEL:0297-64-1111(内線269・274)

FAX:0297-64-7008

